

## 日本医科大学ポスト・ドクターに関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、日本医科大学（以下「本学」という。）が行う学術研究を担い、かつ、創造性に富んだ研究者の育成を図るためのポスト・ドクターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 前条のポスト・ドクターとは、博士の学位を取得し、本学が行う学術研究のプロジェクト等において、一定の職務を分担して研究に従事する者をいう。

### (採用)

第3条 ポスト・ドクターは、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する者のうちから、研究プロジェクトの代表者が申請し、学長がポスト・ドクターとして採用を承認する。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。

- (1) 本学又は学外の教育職員として採用されている者
- (2) 採用初年度の4月1日現在で35歳以上の者
- (3) 日本学術振興会特別研究員に採用されている者

### (期間)

第4条 ポスト・ドクターの期間は、当該年度限りとする。ただし、当該学術研究のプロジェクト等が終了するまでの間は、毎年度更新することができる。

### (手当の支給)

第5条 ポスト・ドクターには、別に定める手当を支給する。

### (取消し)

第6条 ポスト・ドクターが次の各号の一に該当するときは、学長はポスト・ドクターの承認を取り消すことができる。

- (1) 研究プロジェクトの代表者の指示に従わず、研究の分担業務を怠ったとき。
- (2) ポスト・ドクターの辞退を申し出たとき。

### (事務)

第7条 この規則に関する事務は、事務局学事部大学院課が担当する。

### (改廃)

第8条 この規則の改廃は、日本医科大学大学院教授会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

### 付 則

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。